

(公印省略)

情 個 審 第 5 5 9 号
令 和 3 年 3 月 1 8 日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（外務大臣）から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記 1 の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 11 条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和 3 年（行情）濟問第 61 号

事 件 名：特定個人に対する措置について恣意的拘禁作業部会に提出した回答書等の不開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和 3 年 4 月 8 日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項の規定による送付をし、又は同条第 2 項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、

意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答があった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り諮問庁に対し、その写しを交付することとしますので御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話：03-5501-1793

FAX：03-3502-0165

(別 紙)

令和 3 年 (行情) 諒問第 61 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 3 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
諮詢庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項の
規定による送付をし、又は同条第 2 項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

理由説明書 (2020-00527)

外務省

1 経緯

当省は、令和2年11月27日付けで受理した審査請求人からの開示請求「外務省が、国連の恣意的拘禁作業部会に提出した、カルロス・ゴーン被告人に対する措置は「恣意的拘禁」に当たらないとする説明資料（令和2年11月20日付の異議申立書を含むが、これに限らない。）」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第10条2項による延長を行った後、対象文書2件を特定し、当該2文書について不開示とする決定を行った（令和3年1月26日付け情報公開第02182号、以下「原決定」という。）。

これに対し、審査請求人は、令和3年1月28日付けで本件対象文書について、原決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原決定にかかる別紙の2件の文書である。

3 原決定について

原決定において、「外務省が、国連の恣意的拘禁作業部会に提出した、カルロス・ゴーン被告人に対する措置は「恣意的拘禁」に当たらないとする説明資料（令和2年11月20日付の異議申立書を含むが、これに限らない。）」に関し、本件開示請求受付時点で、当該対象文書2件を保有していたことから、同文書について開示等決定を行ったものである。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「外務省HPに、国連の恣意的拘禁作業部会（ゴーン被告人案件）による意見書公表（令和2年11月23日付）が掲載されていることからすれば、対象文書の全部が不開示情報であるとまではいえない。」と主張している。
- (2) 本件対象文書は、公にしないことを前提とした恣意的拘禁作業部会との協議の内容に関する文書であって、公にすることにより、国際機関等との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号により不開示とした。

5 上記の論拠に基づき、当省としては、上記4のとおり、原決定を維持することが妥当であると判断する。

(別紙)

文書1 回答書

文書2 申立書